



Japan Association of Arbitrators

日本仲裁人協会会報

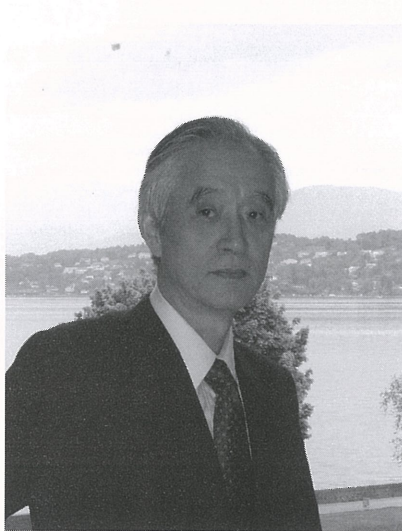
Japan Association of Arbitrators Bulletin

(社)日本仲裁人協会 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 日本弁護士連合会内
TEL 03(3580)9870 FAX 03(3580)9899 <http://arbitrators.jp/>

第3号
2005年12月

日本仲裁人協会会員の皆様へ

新理事長 谷口安平



このたび会員の皆様の推挙をいただき、日本仲裁人協会の理事長に就任いたしました。私は、長年大学で民事手続法を専門に研究し教鞭をとる傍ら、地方労働委員会の公益委員として労使紛争の解決に腐心し、また、多くの内外の商事仲裁事件の仲裁人を経験するなど、現実のADRの現場に少なからず携わってまいりました。現在は、WTO（世界貿易機関）の上級委員会委員長として、国家間の通商紛争解決に携わっております。これらの経験を生かし、日本仲裁人協会発展のために貢献したいと考えております。

2003年に多くの代表的実務家、研究者、企業人を核として設立されました日本仲裁人協会は、その後の2年間に澤田壽夫前理事長のリーダーシップのもとで順調に発展してまいりました。当協会は、仲裁だけでなく広く調停や斡旋等のADRに携わる方々、仲裁・ADRの多様な側面の研究に携わる方々、さらには仲裁・ADRの利用推進と質の向上に関心をお持ちの方々に入会していただいております。2004年秋から2005年春にかけては初の仲裁人研修を行い、多くの参加者が熱心に受講されました。2005年秋から調停人研修講座が行われ、また仲裁人検定制度¹も間もなく始まります。その他、研究会等も頻繁に開催され、日常的に地道な活動が展開されております。当協会の目的の一つであります国際交流活動の点におきましても、大韓仲裁人協会との初めての交流会が今年開催されました。

任意団体でありました日本仲裁人協会は、さらなる発展を目指し、2005年12月に、社団法人日本仲裁人協会として生まれ変わりました。紛争解決手段として様々な利点をもつADR全般の健全な発展のため、日本仲裁人協会会員の皆様の意欲的な活動を期待しております。

¹ 仲裁人検定制度の詳細については、日本仲裁人協会のウェブサイト (<http://arbitrators.jp/>) をご参照下さい。

国際仲裁における証拠調べの規律

—IBA証拠規則の紹介をかねて—

研究部会幹事 古田啓昌^㉞

1 はじめに

仲裁における事実認定は、訴訟におけると同様、原則として証拠に基づいてなされるべきであるとされている²。しかしながら、民事訴訟法（平成8年法律第109号）が訴訟における証拠調べの規律について詳細な規定を設けているのに比較して³、仲裁法（平成15年法律第138号）は、仲裁における証拠調べの規律について、全ての当事者が証拠資料の内容を知ることができるようにしなければならないこと（仲裁法32条）、一定の場合に裁判所により証拠調べを実施することができること（仲裁法35条）を規定するに過ぎない。そのため、仲裁における証拠調べの規律の大部分は、当事者の合意により定めるところによるか（仲裁法26条1項）、そのような合意がないときには仲裁廷が適当と認める方法によることとなる（仲裁法26条2項）。

実務的には、仲裁手続を主宰すべき仲裁機関や、仲裁地・仲裁人の数・仲裁手続の言語などについて、当事者が予め仲裁条項において合意することはあっても、証拠調べの規律について予め当事者が合意することは極めて稀であろう。また、当事者が指定した仲裁機関の仲裁規則に証拠調べに関する準則が規定されていれば、かかる準則も仲裁法26条1項にいう「当事者の合意」に該当することとなるが⁴、仲裁規則に証拠調べに関する詳細な準則が規定されている例は必ずしも多くないようである。したがって、仲裁における証拠調べの規律は、必然的に、紛争当事者の事後的な（すなわち紛争が始まった後の）合意によるか、または仲裁廷が適当と認める方法によることとなる蓋然性が高い。もとより、紛争当事者、代理人弁護士および仲裁人が全て日本人・日本企業であるような場合には、関係当事者は我が国の民訴法の規律を前提として証拠調べに臨むことが予想される。それゆえ、いわゆる国内仲裁においては、証拠調べの準則をめぐって先鋭な争いが生じることは稀であろう。

これに対して、いわゆる国際仲裁の場合には全く様相を異にする。日本を仲裁地とする仲裁であっても、紛争当事者の国籍は異なることの方が多く、また代理人弁護士も日本弁護士であるとは限らない。また複数の仲裁人が仲裁廷を構成する場合に、その国籍が同一でないことも多い。このような場合には、関係当事者が我が国の民訴法の規律を前提として証拠調べに臨むことは期待できない。とりわけ、英米法系の関係当事者と大陸法系の関係当事者とが混在している場合には、英米法と大陸法における証拠調べの基本ルールが大きく異なることから⁵、当該仲裁における証拠調べの準則をめぐって、先鋭な争いが生じても決して不思議ではない。このような状況下では、証拠調べの準則について、紛争当事者が事後的に（すなわち紛争が始まった後に）合意することは期待できないから、結局、仲裁廷が適当と認める準則による他ない。とは言うものの、前述の通り我が国の仲裁法にも仲裁機関の仲裁規則にも、証拠調べの網羅的な準則は用意されていない。個々の仲裁案件において、個々の仲裁廷が、自らの創意によって証拠調べの準則を定立することは、大変な手間とコストを要する作業になることが予想される。

^㉞ 成蹊大学教授（民事訴訟法、商取引法）、弁護士（アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー）

² 松浦馨・青山善充編『現代仲裁法の論点』（有斐閣・1998年）278頁〔高橋宏志執筆〕

³ 民訴法179条ないし242条、民訴規則99条ないし154条参照

⁴ 近藤昌昭ほか『仲裁法コンメンタール』（商事法務・2003年）124頁

⁵ 例えば、そもそも伝聞証拠（hearsay）の証拠能力を認めるか否か、どこまで証拠開示（discovery）を許容するか否か、証人尋問や証拠開示に当たって秘匿特権（privilege）を認めるか否か、等々。

国際仲裁において如何なる証拠調べ準則を適用すべきかという問題は、何も我が国に限った問題ではない。むしろ、従前から国際仲裁が盛んであるにもかかわらず、英米法系の当事者と大陸法系の当事者が仲裁に関与する頻度の高いヨーロッパにおいて、この問題は極めて深刻であったと想像される。こうした法制度間の相違を架橋すべく、国際法曹連盟 (International Bar Association) が1999年6月に採択したのが、「国際商事仲裁における証拠収集に関するIBA規則」 (The IBA Rules on the Taking of Evidence in International Commercial Arbitration。以下「IBA証拠規則」という。) ⁶である。IBA証拠規則は、まだ我が国では馴染みが薄く、我が国を仲裁地とする国際仲裁においてIBA証拠規則が採用された事例も余り多くないようである。筆者は、2005年9月にチェコ共和国プラハで開催されたIBA年次総会の仲裁法部会において、我が国におけるIBA証拠規則の受容状況について発表を行う機会があり⁷、その準備のためにIBA証拠規則を少しく勉強したが、その規律内容が我が国の民訴法における規律と極めて親和的であることに驚いた。そこで、以下、IBA証拠規則の紹介をかねて、その規律の内容を簡単に概観することとしたい。

2 IBA証拠規則の概要

前文 (Preamble)

IBA証拠規則は、国際商事仲裁 (とりわけ当事者の属する法体系が異なる場合) における証拠収集を効率的に行うことを目的とする (前文1項)。当事者及び仲裁廷は、IBA証拠規則の全体又は一部を、そのまま又は変更を加えて、特定の仲裁手続の準則として採用することができる (前文2項)。仲裁廷は、事案の帰結に影響を及ぼす争点を可及的速やかに特定し、これを当事者に提示すべきである (前文3項)。各当事者には、相手方の依拠する証拠を知り、これに反論する機会が与えられる (前文4項)。

第1条 定義 (Definitions)

第1条は、用語の定義に関する規定である。我が国の民訴法との比較では、「文書 (Document)」には、書面のほか、電子媒体、録音・録画など全ての情報蓄積手段が含まれること⁸、証人尋問が行われるべき期日を特に「証人尋問期日 (Evidentiary Hearing)」と定義していること、「仲裁廷が指名する専門家証人 (Tribunal-Appointed Expert)」と「当事者が指名する専門家証人 (Party-Appointed Expert)」とを区別していること⁹などが特記できる。

第2条 適用範囲 (Scope of Application)

第2条は、IBA証拠規則の適用範囲についての原則を定める。まずIBA証拠規則と仲裁手続の準拠法における強行法規とが抵触する場合には、強行法規が優先する (2.1条)。IBA証拠規則と仲裁機関の仲裁規則とが抵触する場合には、当事者の別段の合意無き限り、IBA証拠規則が優先する (2.2条)。IBA証拠規則の意味に付き争いがあるときは、仲裁廷が解釈権限を有する (2.3条)。IB

⁶ IBA証拠規則のテキストは、IBAのウェブサイト (http://www.ibanet.org/images/downloads/IBA_RULES.pdf) からダウンロードできる。

⁷ その様子については、筆者所属事務所のウェブサイト (http://www.andersonmoritomotsune.com/whatsnew/index_050930_1.html) 参照。

⁸ 我が国の民訴法では、電子媒体、録音・録画などの情報蓄積手段は「文書」ではなく、「準文書」として扱われることになろう (民訴法231条)。門口正人編『民事証拠法大系』第4巻 (書証) (青林書院・2003年) 250頁以下参照。

⁹ 我が国の民訴法では、「鑑定」は常に裁判所が選任する鑑定人によって行われる (民訴法213条)。当事者が選任する専門家証人は、「証人」 (民訴法190条) ないし「書証」 (民訴法219条) として証拠調べが行われる。

A証拠規則にも仲裁機関の仲裁規則にも規定がなく、当事者間に格別の合意もない場合は、仲裁廷が適当と思料する方法により証拠収集を行うことができる（2.4条）。

第3条 文書 (Documents)

第3条は、書証に関する規定である。各当事者は、仲裁廷が設定する期間内に、自己の主張を基礎づける全て文書を仲裁廷及び他の当事者に対して提出しなければならない（3.1条）。

第3.2から第3.6条は、相手方当事者に対する文書提出命令の申立てに関する規定である。相手方が所持する文書の証拠開示 (discovery) を如何なる範囲で認めるかについては、英米法系の手続法制と大陸法系の手続法制とが大きく相違するところであり、この点はIBA証拠規則の起草に際しても大きな論点となったようである¹⁰。IBA証拠規則によれば、各当事者は、仲裁廷が設定する期間内に、仲裁廷に対して文書提出命令 (Request to Produce) の申立てをすることができる（3.2条）。文書提出命令の申立ては、対象となる文書の標目ないし種類を特定し、かつ当該文書が事案の帰結に影響を及ぼす理由及び相手方当事者が当該文書を所持していると信じる理由を記載していなければならない（3.3条）。相手方当事者は、仲裁廷が設定する期間内に、提出することに異議のない文書を仲裁廷及び他の当事者に対して提出しなければならない（3.4条）。相手方当事者は、提出に異議のある文書については異議の理由を書面で述べなければならないが、異議の理由は9.2条（後述）所定の事由に限られる（3.5条）。仲裁廷は、当事者と協議の上、適時に、文書提出命令の申立て及び異議について判断しなければならない（3.6条）。異議の当否を判断するには当該文書の閲読が不可欠であるが、仲裁廷が当該文書を閲読するのが不適當であるような例外的場合には、仲裁廷は独立公平な第三者をして当該文書を閲読させ、異議の当否について報告させることができる（3.7条）。

第三者が文書を所持している場合には、各当事者は、仲裁廷に対し、当該文書を入手するために法令上可能な手続を取るよう求めることができる（3.8条）¹¹。

仲裁廷は、職権により、当事者に対して文書の提出を依頼 (request) することができる。かかる依頼に対して当事者が9.2条（後述）所定の事由に基づく異議を述べたときは、仲裁廷は当該文書の提出を命令 (order) するか否かについて判断しなければならない（3.9条）。

各当事者には、他の当事者の提出した証拠に対応して追加の文書を提出する機会が保障される（3.10条）。文書の写し (copies) が提出され場合には、当該文書の原本 (originals) と同一内容の写しが提出されなければならない。仲裁廷は原本の検証を求めることができる（3.11条）。文書提出命令の申立てに応じて相手方当事者が提出した文書は、全て守秘義務の対象となる¹²。

第4条 証人 (Witness of Fact)

第4条は、事実についての証人に関する規定である。各当事者は、仲裁廷が設定する期間内に、自らが依頼すべき証人及びその証言のテーマを特定しなければならない（4.1条）。当事者本人、その従業員・代理人、その他の誰でも証人となることができる（4.2条）¹³。当事者本人、その従業員、法律顧問、

¹⁰ IBA Working Party, *Commentary on the New IBA Rules of Evidence in International Commercial Arbitration*, 2 [2000] B.L.I 16, 20.

¹¹ 我が国で言えば、例えば仲裁法35条に基づく裁判所による証拠調べの実施が含まれるであろう。

¹² 3.12条により守秘義務の対象となるのは、文書提出命令の申立てに応じて提出された文書のみである。当事者が任意に提出した文書は3.12条により守秘義務の対象とはならない。この違いは意図的なものであるとされている。See IBA Working Party, *supra*, at 24.

¹³ 我が国の民訴法が、証人尋問と本人尋問とを区別し、やや違った規律を行っているのとは異なる。

その他の代理人が証人ないし証人候補者と面談 (interview) することは不適切なことではない¹⁴。仲裁廷は、各当事者に対し、一定の期間内に証人の陳述書 (Witness Statement) を提出するように命じることができる (3.4条)。陳述書には、証人の氏名住所、証人と当事者との関係、証人の略歴、証人が証言する事実の概要と情報源、陳述が真実であることの確約 (affirm)、証人の署名と日付等を記載しなければならない (3.5条)。各当事者には、他の当事者の提出した陳述書に対応して追加の陳述書を提出する機会が保障される (4.6条)。陳述書を提出した証人は、証人尋問期日に出頭しなければならない (4.7条)。陳述書を提出した証人が正当な理由無く証人尋問期日に出頭しない場合は、当事者間の別段の合意がない限り、仲裁廷は当該証人の陳述書を原則として無視しなければならない (4.8条)¹⁵。陳述書を提出した証人につき証人尋問期日に出頭する必要がない旨を当事者が合意した場合であっても、当該証人の陳述書の内容を認めたものとは解されない (4.9条)。任意に出頭しない証人から証言を得ることが必要な場合には、各当事者は、仲裁廷に対し、当該証言を得るために法令上可能な手続を取るよう求めることができる (4.10条)¹⁶。仲裁廷は、職権により、当事者に対して、ある証人を証人尋問期日に出頭させるように命じることができる (4.11条)。

第5条 当事者が指名する専門家証人 (Party-Appointed Expert)

第5条は、「当事者が指名する専門家証人 (Party-Appointed Expert)」に関する規定である。各当事者は、特定の論点に関する証拠として、その指名する専門家証人に依拠することができる。この場合、各当事者は、仲裁廷が設定する期間内に、専門家証人の鑑定意見書 (Expert Report) を提出しなければならない (5.1条)。鑑定意見書には、専門家証人の氏名住所、専門家証人と当事者との関係、専門家証人の略歴、鑑定意見の前提となる事実、鑑定意見の結論と理由、鑑定意見書の内容が真実であることの確約 (affirm)、専門家証人の署名と日付等を記載しなければならない (5.2条)。仲裁廷は、その裁量により、同一の論点または関連する論点について鑑定意見書を提出した複数の専門家証人に対し、当該論点について検討会 (meet and confer) を行うように命じることができる (5.3条)¹⁷。当事者間の別段の合意があり、かつ仲裁廷が当該合意を受け入れた場合を除くほか、鑑定意見書を提出した専門家証人は、証人尋問期日に出頭しなければならない (5.4条)。鑑定意見書を提出した専門家証人が正当な理由無く証人尋問期日に出頭しない場合は、仲裁廷が受け入れた当事者間の別段の合意がない限り、仲裁廷は当該鑑定意見書を原則として無視しなければならない (5.5条)¹⁸。鑑定意見書を提出した専門家証人につき証人尋問期日に出頭する必要がない旨を当事者が合意した場合であっても、当該鑑定意見書の

¹⁴ 我が国の実務からすると当然の規定であるが、ヨーロッパの大陸法系の諸国では、裁判所における証人尋問の実施前に証人候補者と面談することは、弁護士倫理に反する行為であるとされているようである。See IBA Working Party, *supra*, at 27.

¹⁵ 我が国の実務において、陳述書は、証人尋問を経ない場合でも一般に証拠能力があるとされているのと異なる。門口正人・前掲244頁。

¹⁶ 我が国で言えば、例えば仲裁法35条に基づく裁判所による証拠調べの実施が含まれるであろう。

¹⁷ 最近の我が国の実務においても、特に医療過誤訴訟、建築瑕疵訴訟などの特殊訴訟においては、原告側の鑑定証人、被告側の鑑定証人及び裁判所が選任した鑑定人の三者が弁論準備期日ないし進行協議期日に出頭し、裁判所及び当事者を交えて、鑑定事項についての見解の摺り合わせや意見交換をすることが広く行われるようになってきている。また、数名の鑑定人が一同に集まり、鑑定事項について議論を行い、それぞれの見解を述べて鑑定意見とする鑑定方式 (いわゆるカンファレンス方式) も普及しつつある (門口正人編『証拠法大系』第5巻 (鑑定その他) (青林書院・2005年) 60頁参照)。IBA規則5.3条の手続も、これに類するものではあるが、仲裁廷及び当事者 (及びその代理人弁護士) が立ち会わない点及び仲裁廷が指名する専門家証人は参加しない点で、我が国の上記実務とは異なるようである。

¹⁸ 我が国の実務において、鑑定意見書は、証人尋問を経ない場合でも一般に証拠能力があるとされているのと異なる。

内容を認めたものとは解されない（5.6条）。

第6条 仲裁廷が指名する専門家証人 (Tribunal-Appointed Expert)

第6条は、「仲裁廷が指名する専門家証人 (Tribunal-Appointed Expert)」に関する規定である。仲裁廷は、各当事者と協議の上、特定の論点に関して、独立の専門家証人を選任することができる。この場合、仲裁廷は、専門家証人に対する鑑定嘱託事項 (terms of reference) を作成し、当事者に交付しなければならない（6.1条）。専門家証人は、受任に先立って、その独立性に関する陳述書を提出しなければならない。当事者は、仲裁廷が設定する期間内に、専門家証人の独立性に関する異議を述べることができ、仲裁廷は異議について速やかに判断しなければならない（6.2条）。専門家証人は、9.2条（後述）に従うことを条件として、各当事者に対し、必要な情報、文書、物品等の提供ないし現地の視察を依頼 (request) することができる。専門家証人の依頼の適否について当事者と専門家証人との間で見解の相違が生じたときは、仲裁廷が判断をする（6.3条）。専門家証人は、仲裁廷に対して鑑定意見書を提出する（6.4条）。仲裁廷は鑑定意見書の写しを各当事者に送付する。各当事者は、仲裁廷が設定する期間内に、鑑定意見書に対する反論書面を提出することができる（6.5条）。当事者または仲裁廷から要請があったときは、仲裁廷が指名した専門家証人は、証人尋問期日に出頭しなければならない（6.5条）。仲裁廷は、事案の全ての状況を勘案した上で、仲裁廷が指名した専門家証人の鑑定意見書を評価しなければならない（6.7条）。仲裁廷が指名する専門家証人の報酬及び費用は、仲裁廷が定める方法で予納され、仲裁費用の一部を構成する（6.7条）。

第7条 実地検証 (On Site Inspection)

仲裁廷は、9.2条（後述）に従うことを条件として、当事者の申立てにより、または職権により、現地、物品、機械その他の有体物ないし過程または文書の検証を行い、または仲裁廷が指名した専門家証人をして検証せしめることができる。各当事者及びその代理人は、検証に立ち会う権利を有する。

第8条 証人尋問期日 (Evidentiary Hearing)

第8条は、証人尋問期日に関する規定である。証人尋問期日は常に仲裁廷が主宰し、一定の場合には仲裁廷は証人に対する発問及び回答を制限することができる（8.1条）。通常、申立人申請の証人が先に証言し、その後には相手方申請の証人が証言する（8.2条）。証人尋問は、通常、主尋問→反対尋問→再主尋問→仲裁廷による補充尋問の順番で行われる¹⁹。証人は、証言に先立って、その証言が真実であることを確約 (affirm) しなければならない（8.3条）²⁰。仲裁廷は、9.2条（後述）に従うことを条件として、何人に対しても証言ないし供述書の提出を求めることができる（8.4条）。

第9条 証拠能力及び証拠価値 (Admissibility and Assessment of Evidence)

仲裁廷は、証拠能力、関連性及び証明力 (admissibility, relevance, materiality and weight of evidence) について判断する（9.1条）²¹。仲裁廷は、当事者の申立てにより、または職権により、下記の各号のいづ

¹⁹ IBA Working Party, *supra*, at 33.

²⁰ 一般に仲裁廷が証人に宣誓 (swear) されることは稀であるとされる。See, IBA Working Party, *supra*, at 34. 我が国では、公示催告手続及び仲裁手続ニ関スル法律 (明治23年法律第29号) 795条2項が仲裁廷には証人に宣誓をさせる権限はない旨を明文で規定していた。このような明文規定は現行仲裁法には置かれていないが、現行仲裁法の解釈としても、仲裁廷には証人に宣誓をさせる権限はないとの理解が支配的であろう。

²¹ 我が国の仲裁法26条3項と類似の規定である。

れかに該当する証拠を排除しなければならない（9.2条）²²。

- (a) 十分な関連性 (sufficient relevance or materiality) を欠く場合
- (b) 仲裁廷が適用すべきであると判断した法令又は倫理規則の下で法的障害 (legal impediment) または秘匿特権 (privilege) がある場合
- (c) 要求された証拠を提出するために不合理な負担が生じる場合
- (d) 文書が紛失ないし滅失したことが合理的に証明された場合
- (e) 商業上ないし技術上の秘密が切実 (compelling) であると仲裁廷が判断した場合
- (f) 特別な政治的ないし制度的な配慮 (sensitivity) が切実 (compelling) であると仲裁廷が判断した場合
- (g) 当事者間の公正ないし公平への考慮が切実 (compelling) であると仲裁廷が判断した場合

仲裁廷は、必要に応じて、証拠の秘密保持を適切に図るため、所要の措置を講じることができる（9.3条）。ある当事者が、仲裁廷の文書提出命令に従わず、その理由について十分な説明をしない場合は、仲裁廷は当該文書が当該当事者にとって不利益なものであったと推認 (infer) することができる（9.4条）²³。ある当事者が、仲裁廷の命じた証人その他の証拠を提供せず、その理由について十分な説明をしない場合は、仲裁廷は当該証拠が当該当事者にとって不利益なものであったと推認 (infer) することができる（9.5条）。

3 おわりに

以上に概観したとおり、I B A 証拠規則は、我が国の訴訟における証拠調べの規律とは多少異なる点はあるものの、大要においては我が国の民訴訟及び民事訴訟実務と整合的であると言える。少なくとも、我が国の仲裁法の公の秩序に関する規定（仲裁法26条1項参照）に反するような点は見受けられない。従って、日本を仲裁地とする国際仲裁において、I B A 証拠規則を証拠調べの準則として採用することは、法的には何らの問題はなく、また日本の弁護士にとっても大きな違和感はないと思われる。

UNCITRALモデル法に沿った新しい仲裁法が施行されたことを受けて、今後は我が国が世界の（とりわけアジアの）仲裁センターとして発展してゆくことが期待されている。それはとりもなおさず、英米法系、大陸法系その他の多様なバックグラウンドを有する紛争当事者、代理人弁護士および仲裁人が我が国で活躍することを意味する。そこでは最早、我が国の民訴訟法の規律を前提として証拠調べに臨むことはできない。筆者がプラハのI B A総会で見聞したところでは、これまでも英米法系、大陸法系その他の多様なバックグラウンドを有する紛争当事者、代理人弁護士および仲裁人が入り乱れて活躍しているヨーロッパやアメリカにおいては、I B A 証拠規則が広く利用されているようである。我が国を仲裁地とする国際仲裁の件数が飛躍的に増加することが期待される中で、I B A 証拠規則について知見を深めておくことは、必ずや我が国の仲裁実務に裨益すると考えて、本稿をものする次第である²⁴。

²² 下記 (a) ないし (g) 所定の事由には、いわゆる自己使用文書（民訴訟法220条4号ニ）の例外が規定されていない。See, IBA Working Party, *supra*, at 36. この点を除けば、下記 (a) ないし (g) 所定の事由は、我が国の民訴訟法197条の証言拒否事由及び民訴訟法220条の文書提出拒否事由よりも広範であるように思われる。

²³ 我が国の民訴訟法224条1項と類似の規定である。

²⁴ 中村達也『国際商事仲裁入門』（中央経済社・2001年）98頁は、国際商事仲裁事件の審理に際して、UNCITRALの「仲裁手続を組織するための概要書」（UNCITRAL Notes on Organizing Arbitral Proceedings）と並んで、I B A 証拠規則が有用であるとする。

研究部会の活動

研究部会 出井直樹

研究部会は、ADR 分科会と仲裁分科会それぞれ幹事会を設けてテーマと日程を決め、研究会を開催した。

ADR 分科会は、7月8日に豊田工機(株)の小林洋哉 会員から「企業から見たADRについて」とのテーマで、弁護士会紛争解決センターを含むさまざまなADRの利用方法、裁判に対する仲裁やADR機関での解決のメリットなどについて同氏の経験と研究成果に基づく詳細な報告が行われ、討議を行った。30名を超す参加者を得て、民間のADRがどのような特色を打ち出していくべきか、利用者である企業の側からADRをどのように見ているか、活発な議論が展開された。

仲裁分科会は、三つのテーマで活動を行った。一つ目は、仲裁人の利害関係情報の開示および仲裁人の公正性・独立性の問題を、5月11日と9月15日の2回にわたって、とりあげた。新仲裁法の施行により、仲裁手続で必ず直面するのが利害関係情報開示の問題であり、どこまで開示すべきなのか、開示しなかった場合の取消との関係など難しい問題を含む。二つ目は、仲裁手続における証拠の問題を、11月17日、2006年1月23日、3月17日の3回にわたってとりあげる。9月にプラハで開かれるIBA総会の仲裁ワーキングセッションのテーマでもあり、そこでの議論も反映する予定である。三つ目は、外国人会員も気軽に参加できるように、日本における国際商事仲裁を活性化するために何が必要かというテーマで、英語による研究会を開催した(4月15日および10月27日)。いずれも同じテーマ、関連するテーマを複数回取り上げて十分な議論ができるよう配慮したのが特徴である。しかし、それでも議論し足りないほど熱の入った議論が行われた。

そのほか、アドホックのイベントとして、1月27日に研修部会と合同で労働審判制度についての研究会、2月14日と5月17日に中国における仲裁の実情に関するミニ講演を行った。特に労働審判制は、関心が高く、多数の参加で盛り上がった。労働審判制は、労働法制としても、訴訟手続としても、またADRとしても、非常に興味のある「実験」であり、今後実務の展開を見守らなければならないだろう。

さらに、執行部および研修部会の要請で、研究部会のメンバーを中心としてワーキンググループを構成し、仲裁人協会の仲裁人倫理規程の素案を策定した。

研究成果をどのように取りまとめていくか、研修にどのように活かしていくかが今後の課題である。

調停人養成教材作成委員会について

研修部会 権田光洋

1 はじめに

日本仲裁人協会研修部会(商事調停WG)は、2004年、経済産業省の委託のもと、(社)日本商事仲裁協会とともに、「調停人養成教材作成委員会」を発足させ、非法律家(例えば企業人OB等)を調停の担い手として養成するための教材作りに取り組んだ。その成果として、2005年4月、「調停人養成教材・基礎編(2004年度版)」(<http://www.jcaa.or.jp/training2004/index.html>)が完成した。

このプログラムは、促進型調停(Facilitative Mediation、プログラムの中では「自主交渉援助型調停」と呼んでいる)の技法を習得することを目的とした3日間(1日5時間、合計15時間)の研修で、「自

主交渉援助型調停」を知るための基礎として、裁判、仲裁、調停、交渉など様々な紛争解決方法の特色、位置付けを学んだ上で、豊富な事例のもとでのデモンストレーション、ロールプレイ、グループディスカッションを通じて交渉理論、傾聴技術を学び、最後に調停人倫理を学ぶように構成されている。教材作成に携わった者として、雑感を述べたい。

2 促進型調停との出会い

私自身も、二弁仲裁センターのあっせん人として、和解あっせん事件を担当した経験があるが、いずれも当事者の主張を法律構成し、判例を調査し、裁判での結論を予測しながら調停案（裁定案）を作成して和解あっせん期日に臨み、これを当事者に提示して和解に導くという、典型的な評価型調停スタイルに慣れ親しんでいた。そして、紛争を抱えた当事者が、和解あっせんの申立てをする場合には、（少なくとも法律実務家である）あっせん人には、和解に導くために調停案を提示することが期待されているものと信じていた。

しかし、今回のプロジェクトで私達に与えられたミッションは、「非法律家」を調停の担い手に養成するプログラムの作成である。そこでは、法的判断に依拠しない調停スタイルが指向されることになる。そこで、調停人が法的な判断をしない、調停案を提示しない調停スタイルである「促進型調停」が検討されることとなった。

ところが、私がこれまで体験した調停は評価型調停であり、促進型調停を実際に体験したことはなかった。こんなことで、私が促進型調停による調停人養成教材の作成に寄与できるのか、非常に不安であった。

そんな折り、「委員自身が促進型調停を体験してみよう」と、英国仲裁人協会(CI Arb)から招聘したトレーナーによる3日間のトレーニングに参加する機会を得た。これは、私にとって、大変なカルチャーショックであった。

調停が申し立てられている以上、当事者間のみでの交渉では解決することができなかった紛争が持ち込まれていることには違いない。しかし、その対立当事者が、共通の利益を見いだして紛争解決の基盤を築き、解決すべき課題を設定し、この課題に対する解決案を一緒に考えることにより和解に至る、即ち、対立する当事者が、いつの間にか紛争の解決に向けた共同作業を行うようにして紛争を解決する。調停人は、当事者の話しを「聴く」ことによりこのプロセスを管理する。調停人が身につけるべきは、当事者が当事者自身で紛争を解決できるよう、「傾聴」により当事者の対話を「復活」させ、「促進」させる技術である、というのである。そこには、「説得による納得」というものは存在しない。解決案の創造に調停人が関与するのは、せいぜい「一案を提案する」ことであって、決定するのは徹底して当事者である。

前述したとおり、私は、「調停人は解決案を提示することを期待されている」と信じていた。即ち、調停人の価値観で、唯一の「調停案」を提示し（当事者の「駆け引き」を整理しながら、更に調停人が「再調停案」を提示し）、当事者を説得し、合意に至らしめることが調停であると考えていた。全く逆の発想に基づく調停があることを、恥ずかしながら、この時初めて体感したのである。

「体感」と言えば、促進型調停とは何か、を理解した積もりであった私がロールプレイに臨むと、いつしか、当事者を私の考える解決の方向に引っ張ってしまっていることを発見し、愕然としたことを思い出す。また、「聴く」こと一つをとってみても、同席での調停なのに、一方当事者の話しに聞き入る余り、他方当事者をないがしろにしている我が身を指摘されたり、当事者の話しを聞いても「課題」をなかなか設定できず（課題は一つということはある得ない）、ホワイトボードに列記していくことができないことも体験した。「聴いていない」のである。頭理解だけでは身につかない。体で覚えることが大切であることも、このトレーニングで痛感した。

3 教材の作成

かかる体験を経て、調停には、調停人が当事者の紛争解決能力に働きかけることを通じ、紛争を「当事者が」解決するプロセスもあることを学んだ。そこで、委員会として、法的知識を必ずしも有しない非法律家を対象とする教材として、促進型調停の知識、技法を身につけることを目的とすることで意見の一致をみた。そして、このプログラムでは、「促進型調停」を、当事者による交渉を調停人が援助することにより、紛争を解決する調停プロセスであるとして、「自主交渉援助型調停」と呼ぶこととした。

そして、上述したとおり、様々な紛争解決方法の特色、特に裁判と調停の違いを学び、調停の中にも評価型調停、妥協要請型調停及び自主交渉援助型調停があることを学んだ上で、このプログラムでは「自主交渉援助型調停の担い手を養成する」という目的を明確にし、豊富な事例のもとでのデモンストレーション、ロールプレイ、グループディスカッションなどの参加型プログラムを通じて交渉理論、傾聴技術を体験により習得することを目指した。

更に、調停人の養成には避けて通ることができないにもかかわらず、未だに我が国では十分な議論がされていない調停人倫理の問題についても検討し、試案を提示した。

4 試行プログラムの実施

私達は、大阪（2005年1月26日から28日）及び東京（2月7日から9日）で、この教材を使って実際に調停人養成講座を実施する機会を得た。受講者には非常に熱心に参加していただき、実施後の感想でも「継続して中級編を受講したい」「調停人として活躍したい」などの感想をいただいた。

私が担当したのは、プログラム冒頭の「調停知識」情報提供プログラムであったが、受講者から活発な質疑が相次ぎ、質疑応答を通じた受講者との「対話」を楽しんだ。プログラムのスタートにあたり、受講者には、同じ紛争を出発点としながら、「裁判」は、過去の事実から裁判所が当事者の権利の有無を判断し強制する手続きであり、「調停」は、現在の紛争から当事者がこれからどうするかを合意し自主的に履行する手続きであることを、まず理解してもらうよう心掛けたつもりである。

5 終わりに

以上、「調停人養成教材・基礎編」作成を担当した者として雑感を述べた。もとより、自主交渉援助型調停のみが最善の調停プロセスであるとしてこのプログラムが作成されたわけではない。法律実務家が担う調停では、調停案の提示を期待されることが多いであろうし、話し合いが行き詰ったときに、調停人が法的見解を示唆することがこれを打開する有効な手段となることもある。また、非法律家が調停人となるとしても、少なくとも強行法規違反、公序良俗違反の合意はできないのであって、全く法的検討を離れて調停を実施することは不可能であろう。

しかし、私は、この教材作成を通じ、「紛争」は当事者のものであり、「調停人」のものではないことを改めて認識することができたと思っている。

現在は、続編である「中級編」の作成に取り組んでいる。中級編では、自主交渉援助型調停における課題の設定、解決案の創造、合意形成、文書作成までのプロセスを取り上げ、更に法律実務家との連携について検討する予定である。

(2005年)調停人研修開講にあたって

(当時)理事長 澤田 壽夫

すべて始めがあれば終わりもあります。私は協会創立以来務めてきました理事長職を二年を良い区切りとして近く退く予定で、今日のご挨拶がこのような集いでの最後のご挨拶となります。そのはじめに、小島先生、手塚先生、そして先生がたとともに非常に細かい配慮を払いながら研修計画を立案された方々と、意欲的にこの研修に参加される皆様に、心からお礼を申し上げます。

私は純粹の調停事件を手がけたことはございません。しかし仲裁人として調停を試みることを常に念頭におき、代理人としてもそれを心がけてきました。仲裁のなかで調停を試みる手続を仲調と名付けました。

私が調停の基本と考えてきましたことを、ご参考までに手短かに五つまとめて申し上げます。

一つ。文化の理解：国と国の文化の違いだけではありません。争いあう企業それぞれに文化があり、広辞苑によると、文化とは衣食住を初め技術、学問、芸術、道德、宗教など、物心両面にわたる生活の仕方と定義されていて、ですから個人個人の文化ということもあります。近頃あまり行われないのでしょうが、男女のお見合いを仕掛ける人は、それぞれの人となり文化を知らなければならず、調停も同じであります。

二つ。パワーポイント：それから要求の内容、当事者の立場を端的に整理したパワーポイントのような覚書をみんなで見てみると、はじめてお互いそれぞれ当事者の立場がよくわかるということもあります。核心的事項と二次的事項を分けて、できることから合意の草案をまとめてゆける場合もあります。

三つ。平和を求める心：調停に当たっては、裁判とちがい、仲裁とちがい、平和を求める心が大事であります。調停の技術、調停に必要な交渉技術が大事ですけれど、当事者と調停人の平和を求める心が基本でなければなりません。宗教は平和を説きますが、たとえば聖書は、「すべて真実なこと、すべて気高いこと、すべて正しいこと、すべて清いこと、すべて愛すべきこと、すべて名誉なこと、また徳や称賛に値することがあれば、それを心に留めなさい」と教えます。ハーヴァード交渉術とか、交渉の技術の教育が盛んなアメリカで、最近「調停における互いの赦しあい」についての論文が現れたりしていることは注目に値します。

四つ。CEOの参加：局面によりませんが、誰かに相談することなく、自分で決断できる人が出席すること、調停人がいつもそれを要求できる体制が成功の鍵であります。

五つ。信頼：当事者から信頼されること、これは不可欠であり、突然細かいことを申しませんが、調停作業のはじめに調停の費用、報酬、手続の進め方を話し合っはつきりさせておくことは、信頼を得る大事なポイントであります。

調停には紛争を平和に終らせる調停、紛争を終らせるだけでなく新しい協力関係を築く調停がありますが、いずれにしても芸術であります。今回の研修のような作業を通じて、明るく実りある調停が盛んになることを心から願っております。

会の歩み

2003年10月～2005年11月

2003年

- 10月16日：設立総会/記念シンポジウム、基調講演：青山善充理事・成蹊大学教授「新仲裁法の制定と今後の仲裁実務」
- 11月6日：会員の入退会に関する理事会規則(理事会規則1号)施行
- 11月20日：研究部会 ADR 分科会：廣田尚久常務理事・大東文化大学教授：最終提案仲裁及び最終提案調停(1)
- 11月29～30日：(後援)第2回インターカレッジ・ネゴシエーション・コンペティション、澤田理事長・花水常務理事・グロンディン理事が審査員を担当
- 12月10日：研究部会：澤田壽夫：仲裁人の倫理

2004年

- 1月6日・9日：野沢法務大臣と澤田が面談。但本法務事務次官を澤田、川村、花水、及川が訪問。協会設立経緯を説明。法人化、能力担保等研修機関指定等につき協力を要請。
- 1月21日：研究部会 ADR 分科会：廣田尚久：最終提案仲裁及び最終提案調停(2)
- 1月30日：広報・国際部会：ADR Japan 編集会議：JAA 情報のADR Japan サイト掲載について
- 2月24日：企画部会：公開講演会：ダニエル・ワインスタイン(Daniel Weinstein)元判事「どのような仲裁人・調停人教育を行ったらよいか」
- 3月25日：研究部会 ADR 分科会：廣田尚久・佐藤彰一・中村芳彦：最終提案仲裁及び最終提案調停(3)
- 4月15～18日：(後援)英国仲裁人協会(Chartered Institute of Arbitrators)主催：「仲裁人入門コース」、「特別会員上級コース」
- 4月22日：(後援)日本商事仲裁協会主催シンポジウム：「新仲裁法とADR新時代」：廣田尚久常務理事・中村達也会員・小林正浩会員が講師となる。
- 5月1日：日本仲裁人協会会報第1号発行
- 5月12日：ユーージン・D・ガランド(E.D.Gulland)弁護士講演会：「商事紛争における国際仲裁一全ての日本企業が知らなければならぬこと」
- 5月12日：研究部会(仲裁分科会・ADR分科会合同)：園高明会員(東弁)、渡部晃会員(一弁)、出井直樹理事(二弁・基調報告)：「新仲裁法と仲裁機関について(1)一弁護士会仲裁センター」：新仲裁法に伴う問題点、規則の改正などについて研究・討議
- 5月27日：業務・責任分担一覧発効
- 5月28日：第1回通常総会、記念講演：谷口安平顧問・WTO上級委員「仲裁の活用、WTOの問題」、三木浩一理事・慶応義塾大学教授「UNCITRALの動向」、懇親会
- 6月14日：大韓仲裁人協会(KAA) 洪裕碩理事来訪：JAA/KAA 交流行事協議
- 7月1日：ウィットモア・グレイ(Whitmore Gray) ミシガン大学名誉教授講演会：「国際仲裁において適用される準拠法の具体的な内容」
- 7月7日：研究部会(仲裁分科会・ADR分科会合同)：松元俊夫常務理事(海運集会所)、中村達也会員(JCAA)、廣田尚久常務理事(建築紛争審査会)：「新仲裁法と仲裁機関について(2)一仲裁機関」：新仲裁法に伴う問題点、規則の改正などについて研究・討議
- 7月13日：第5回常務理事会で会員提案企画実施に関するお願い採択
- 8月17日：協会公式ウェブサイト試験運用開始
- 9月：西川理事の斡旋による、日本経済団体連合会の経済Trend 9月号掲載のインタビューで、澤田理事長が、民間主導の仲裁・調停を育成する重要性を説き、協会の活動を紹介、企業の協力を期待した
- 9月14日：澤田理事長が経営法友会例会で「国際商事仲裁の現状と展望」と題して講演、協会の設立意義を説明、企業人の協力を要請
- 9月14日：研究部会(仲裁分科会)：「海外会議報告」：松元俊夫常務理事(International Congress of Maritime Arbitrations)、大貫雅晴理事(International Council for

Commercial Arbitration)、高桑昭常務理事(International Law Association)：各海外会議での議論の報告と意見交換

- 10月21日：第1回仲裁人研修講座(全10回)開講、講師陣：井原一雄(弁護士、井原法律事務所)、柏木昇(中央大学教授、元三菱商事法務部長代行)、小杉丈夫(弁護士、松尾総合法律事務所パートナー)、澤田壽夫(弁護士、ICC国際仲裁裁判所副所長)、田中豊(弁護士、元東京地方裁判所判事)、手塚裕之(弁護士、西村ときわ法律事務所パートナー)、中村達也(国士舘大学助教授、日本商事仲裁協会国際仲裁部長)、花水征一(弁護士、ユアサハラ法律特許事務所パートナー)、松元俊夫(日本海運集会所専務理事)
- 10月27日：研究部会(ADR分科会)：裁判所とは独立したADRの意義と個別具体的問題点：基調報告：鈴木仁志会員「日本知的財産仲裁センターについて」、司会：大澤恒夫会員
- 11月19日：研究部会(仲裁分科会)：「UNCITRAL」：三木浩一理事(UNCITRALにおける議題の検討)、手塚裕之会員(UNCITRAL Model法のアジア太平洋各国における受容状況)
- 12月1日：澤田理事長、日本商事仲裁協会がニューヨークで開催したセミナーにおいて、2004 Japanese Arbitration Law - its links with the UNCITRAL Model Law and ADR Law と題して報告

2005年

- 1月14日：第1回仲裁人研修講座：最終回：①模擬仲裁(Mock Arbitration)の実施-国際特許ライセンス契約-論点：暫定保全措置、文書提出命令、保護命令等-、②修了証の授与
- 1月・2月：商事調停WG(ワーキンググループ)：調停人養成基礎講座(大阪1月26日～28日、東京：2月7日～9日)
- 1月27日：研究・研修部会合同：山川隆一慶応義塾大学教授、藤田耕三理事、中山慈夫弁護士、宮里邦雄弁護士「労働審判制度」
- 2月14日：研究部会(仲裁分科会)：デイビット・A・リブダール(D.A.Livdahl)弁護士講演：「中国における国際仲裁」
- 3月：日本仲裁人協会会報第2号発行
- 4月15日：研究部会/仲裁分科会/研究講座：「日本における国際仲裁を発展させるにはどうすればよいか-外国人会員の視点も交えた意見交換」
- 5月11日：研究部会仲裁分科会研究講座：忌避及び利害関係情報開示義務に関する諸問題(I)
- 5月17日：研究部会(仲裁)特別研究講座：Jingzhou Tao(陶景洲)弁護士(ICC委員、北京大学准教授)来日「中国における国際ビジネス紛争処理の新展開」
- 5月27日：第2回通常総会、記念講演：出井直樹理事「仲裁法の実務と理論の課題」、懇親会
- 7月8日：研究部会 ADR 分科会/Research Section, ADR Sub-section
- 9月15日：研究部会仲裁分科会研究講座：忌避及び利害関係情報開示義務に関する諸問題(II)
- 10月17日：臨時総会
- 10月21日：大韓仲裁人協会意見交換会・懇親会。同日、理事会にて、谷口新理事長が選任される。
- 11月9日：社団法人日本仲裁人協会設立総会

上記のほか理事会・常務理事会・各部会等は、次の通り開催された。事務局に保管されているより詳細な記録の会員による閲覧は可能である。

理事会：2003年 10/16、2004年 4/23、11/11、2005年 5/27、7/28、9/9、10/21、常務理事会：2003年 11/16、2004年 1/14、3/3、5/27、7/13、9/9、2005年 1/13、3/10、5/12、7/28、9/9、11/9、研修部会：2003年 12/5、2004年 2/4、4/21、6/16、7/21、9/6、10/14、12/16、2005年 4/18、6/28、7/27、9/5、10/31、研究部会全体会議：2004年 2/6、研究部会(仲裁分科会)幹事会：2004年 3/22、2005年 1/20、7/6、研究部会(ADR分科会)幹事会：2004年 2/25、3/10、4/21、12/10、2005年 2/9、企画部会：2004年 1/27、2/4、2/24、広報・国際部会：2004年 7/8、ウェブサイト運営委員会：10/4、11/2、ADR Japan 編集会議：2004年 6/4、9/26、事務局会議：2004年 2/5、2/25、3/3、4/8、4/23、5/11、5/27、7/13、9/9、11/11、2005年 1/13、2/17、3/10、4/21、5/12、6/20、7/28、9/9、10/12、11/9